

(概要)

「注文書及び請書による契約の締結について」の改正

平成12年6月29日付け建設省経建発第132号「注文書及び請書による契約の締結について」は、令和7年9月30日国不建第80号により改正されました。

建設業法第19条において建設工事の請負契約の当事者は、契約を締結し、同条1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないとされています。

本改正により、基本契約書を締結したうえで、個別の工事について注文書及び請書により契約を締結する場合、次に掲げる全ての要件を満たせば、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要ないとされました。

- (ア) 注文者が、消費者契約法第2条第1項に規定する「消費者」でないこと。
- (イ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」又は「建設業法令遵守ガイドライン—元請人と下請人の関係に係る留意点—」で示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。
- (ウ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、建設業法19条第3項に規定する電磁的措置を行わない場合は、書面での交付が必要です。

(注意点)

基本契約書、注文書・請書には以下の事項が記載されていること

○基本契約書に記載が必要な事項（建設業法 19 条第 1 項）

- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
の時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合
を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置
に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害
金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法

○注文書及び請書に記載が必要な事項（建設業法第 19 条）

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容